

画像デザインに関する他者権利調査負担の軽減策について

他者権利調査負担の軽減策

【ユーザーの懸念】

意匠法による画像デザインの保護を拡充した場合、他者権利調査負担が増大するおそれがある。

【対応策】

他者権利調査負担を軽減するためには、例えば下記のような策を講じる必要があるのではないか。

他者権利調査負担軽減策の例

1. 日本意匠分類の整備 (スライド番号2)

画像デザインの多様化に対応した、用途、機能、形態等の概念を用いた画像意匠分類の整備 等

2. 意匠分類定義カードの整備 (スライド番号4)

意匠分類定義カードの整備による分類定義の内容の充実や、意匠に付与された分類とは異なる他の参考となる分類や物品の明確化 等

3. 審査基準等のさらなる充実 (スライド番号7)

審査基準等のさらなる充実により判断基準を明確化するとともに、「ありふれた画像デザイン(新規性のないもの)」や「取るに足らない画像デザイン(容易に創作できたもの)」を登録しない 等

4. 画像意匠登録事例集の拡充 (スライド番号31)

画像意匠登録事例集の充実による判断基準の明確化 等

5. 意匠審査において利用する資料の収集に関する情報提供の整備 (スライド番号37)

意匠審査において利用する資料(国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット掲載情報等)の収集に関する情報提供の整備 等

1. 日本意匠分類の整備

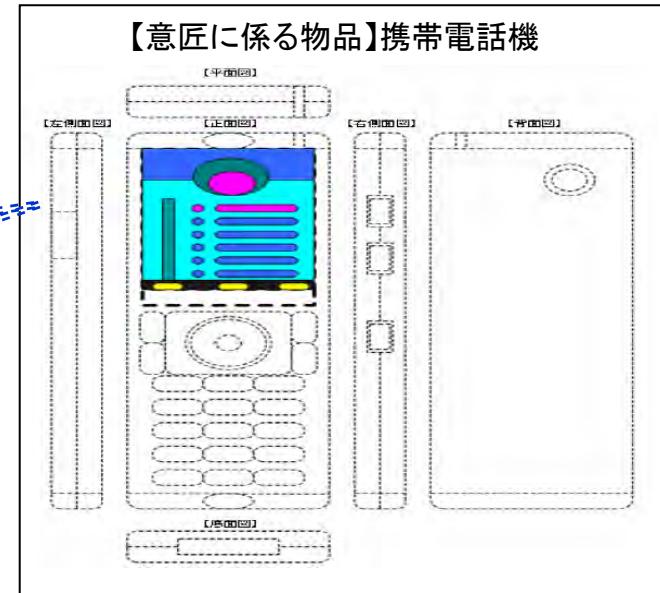
1 日本意匠分類の整備

■用途、機能、形態等の概念を用いた画像意匠分類の細分化を検討すべきではないか。

現状

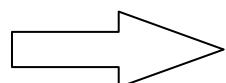
現行の画像意匠分類においては、対象となる意匠が画像を含むものであるか否かを区分けできるように、画像を含む意匠には小分類の末尾に『W』を付与している(画像意匠分類)

携帯電話機の分類: H7-43
+
画像意匠分類対応記号 W
=
H7-43Wを付与



保護対象を拡充した場合

・文献数の増大によりサーチ負担が増大するおそれ



物品の用途や画像デザインの機能、形態等の概念※を用いて画像意匠分類を細分化することを検討すべきではないか。

※意匠分類は、物品の用途の概念を主として用い、必要に応じて機能、形態等の概念を用いる(意匠分類原理)

2. 意匠分類定義カードの整備

2 意匠分類定義カードの整備

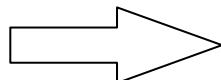
■意匠分類定義カードの整備により、分類定義や参考分類、参考物品の明確化を図るべきではないか。

現状

- ・日本意匠分類を付与する定義を示した「意匠分類定義カード」を公表。
(意匠分類定義カードには、参考分類、参考物品についても記載されている)

保護対象を拡充した場合

- ・保護対象の拡大によって分類の定義やクリアランス範囲が不明確となる懸念



意匠分類定義カードの整備により、分類定義の内容の充実や、意匠に付与された分類とは異なる他の参考となる分類や物品の明確化を図るべきではないか。

(参考)意匠分類定義カード

意匠分類定義カードには、分類の定義、参考分類・参考物品等が記載されている。

意匠分類定義カードの例(携帯電話機)

意匠分類定義カード		D-CLASS	
意匠分類記号		意匠分類の名称	
H7-43	携帯電話機	D-TERM	
対応する旧意匠分類			
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一部」
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機	
H3-30	—	電話機:携帯電話機、カメラ付き携帯電話機	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	参考分類・参考物品	
H7-31A	【無線送信機】トランシーバー型	H7-62代 G	データ表示機(具体的表示有り)
H7-6243AB	小型データ表示機(パネル型)	H7-72代 G	表示機付き電子計算機(具体的表示有り)
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)	定義(国例必須)	
E1-641A	【電話おもちゃ】携帯電話おもちゃ型	携帯電話機のうち、表示部に具体的表示のあるもの。	
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	参考分類に含まれる物品	
この分類に含まれる物品			
携帯電話機	無線電話機	登録 1135950	無線電話機
カメラ付き携帯電話機	携帯用テレビ電話機	登録 1158150	携帯電話機
定義			
通信相手と双方向に通話できる電話機のうち、持ち運びに適した大きさの、一般的に「携帯(電話機)」と称されるものを分類する。カメラ、電子メール、ブラウジング等の通信機能、赤外線等によるデータ通信機能、カード等による記録機能を有するものを含む。			
<Dタームの概要>			
H7-43に分類されるものについては、A～AFのいずれかのDタームを必ず付与する。			
H7-43AA 登録 1107934 携帯電話機		H7-43AB 登録 1158392 情報端末機	
H7-43AC, C 登録 1167436 カメラ付き無線電話機		H7-43AD, C 登録 1154720 携帯電話機	
H7-43AE 登録 1104369 携帯電話機		H7-43AF 登録 1104614 腕型携帯電話	

参考分類・参考物品について記載されており、調査範囲の目安となる

Dターム定義カード			D-TERM						
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称							
H7-43	G	具体的表示有り	対応する旧意匠分類						
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一部」						
H3-30	—	電話機等							
H4-3450	—	付加機能付きテレビ受像機							
参考分類・参考物品									
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	参考分類・参考物品							
H7-62代 G	データ表示機(具体的表示有り)	この分類に含まれる物品							
H7-72代 G	表示機付き電子計算機(具体的表示有り)	この分類に含まれる物品							
定義(国例必須)									
携帯電話機のうち、表示部に具体的表示のあるもの。									
									
									
他のDタームとの関係(付与しない意匠)									
参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。									
数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。									
ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。									
分類付与運用メモ(付与優先順位、整案事項など)									
参考図、必要図を問わず、具体的な画面表示があるものに付与する。									
数字、文字、アイコンを問わず、どのような表示でも付与する。									
ただし、画面の位置・大きさ・範囲等の説明のみを目的として、映像等をはめ込んだものには付与しない。									
このDタームと複数付与しないDターム									
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。							
過去に分類した物品の名称									

3. 意匠審査基準等のさらなる充実

3 意匠審査基準等のさらなる充実

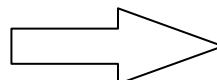
■意匠審査基準、ガイドライン等のさらなる充実や資料の拡充により、審査における判断基準の明確化を図るとともに、「ありふれた画像デザイン(新規性のないもの)」や「取るに足らない画像デザイン(容易に創作できたもの)」が登録されることのないよう、引き続き的確な審査を行うべきではないか。

現状 「画像を含む意匠」についても、通常の意匠と同様に、意匠審査基準に基づき下記の要件等について判断している。

- 意匠に該当するか
- 新規性があるか
- 容易に創作できたものでないか

保護対象を拡充した場合

・判断基準の不明確化やつまらないデザインの権利化によって他者権利の監視負担が増大することへの懸念



意匠審査基準、ガイドライン等のさらなる充実や資料の拡充により、審査における判断基準の明確化を図るとともに、「ありふれた画像デザイン(新規性のないもの)」や「取るに足らない画像デザイン(容易に創作できたもの)」が登録されることのないよう、引き続き的確な審査を行うべきではないか。

＜検討対象(例)＞『意匠審査基準』、『意匠審査便覧』、『意匠の審査基準及び審査の運用』(知的財産権制度説明会(実務者向け)テキスト)、『画像を含む意匠の願書及び図面の表し方』、『画像意匠登録事例集』

(参考)画面デザインの意匠審査基準の構成

- 画面デザインを含む意匠の審査基準及び運用については、『意匠の審査基準及び審査の運用』(平成23年度 特許庁)に以下のように掲載されている。

第7部 個別の意匠登録出願

抜粋

第4章 画像を含む意匠

74 関連条文 (意匠法第2条、意匠法施行規則様式第2、第6)

74. 1 意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について
74. 2 意匠法第2条第2項に規定する画像について
74. 3 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面
74. 4 画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定
74. 5 画像を含む意匠の登録要件
(工業上利用性、新規性、創作非容易性)
74. 8 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

(参考)意匠法で保護される「画面デザイン」

登録意匠より

■ 以下の要件を満たす必要がある

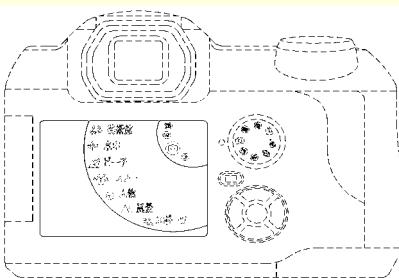
- 「物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像(表示画像)」または「物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像(操作画像)」のいずれかに該当するものであること
- 当該物品に表示されること(「操作画像」の場合は物品と一緒に用いられる物品に表示される画像も可)



意匠登録第1361286号
「無線電話機」



意匠登録第1396329号
「現在位置表示モニター」

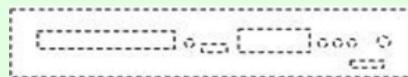


意匠登録第1349775号
「電子カメラ」

当該物品と一緒に用いられる物品に表示される画像



【画像図】



【正面図】



【右側面図】

※その他の図については
掲載を省略

意匠登録第1360854号
「情報記録再生機」

我が国現行意匠法では、物品の部分として、画面デザインを保護している

(参考)工業上利用することができる意匠

■ 以下のすべての要件を満たす必要がある

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

(1) 意匠を構成するものであること(意匠法第2条第1項および第2項)

74. 5. 1. 1. 1. 1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、以下の(i)及び(ii)の要件を満たす場合、当該画像は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

- (i) 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (ii) 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

表示画像

74. 5. 1. 1. 1. 2 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するためには、物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像でなければならない。

操作画像

(参考)意匠を構成する画像に該当しないもの

(1)装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とは認められず、また、物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められないため、意匠を構成しない。(例:いわゆる壁紙等)

(2)映像等(いわゆるコンテンツ)を表した画像

テレビ番組の画像、インターネットの画像など物品の外部からの信号による画像を表示したもの及び物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの等。

(3)汎用の表示器に表示された画像

汎用の表示器に、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、表示器という物品にあらかじめ記録された画像ではないため、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

(4)記録媒体に記録された画像

コンパクトディスクに記録された画像等。記録媒体という物品は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないデータであるため、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない。

(5)電子計算機の取り扱い

物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア(OSも含む)をインストールすることで表示される画像(プリインストールされたものも含む)は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

また、電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用することは、電子計算機の情報処理機能を発揮している状態の画像に該当するため意匠法第2条第2項に規定する画像に該当しない。

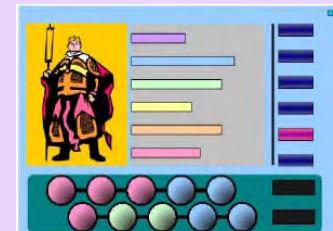
(6)ゲーム機の取り扱い

物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像(ゲーム機にプリインストールされたものも含む)、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

ただし、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、物品にあらかじめ記録されたものについては、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。



【意匠を構成するものと認められない事例】



【意匠を構成するものと認められない事例】

(参考)工業上利用することができる意匠

(2)意匠が具体的なものであること

74.5.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

- ①画像を含む意匠の意匠に係る物品
- ②「画像」の用途及び機能
- ③部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲
- ④「画像を含む意匠」の形態

(3)工業上利用することができるものであること

74.5.1.3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

(参考)画面デザインの類否判断(新規性判断)

■ 74. 5. 2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

74. 5. 2. 2. 1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われる。

なお、複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

下記の事例については類似するものと認められる。

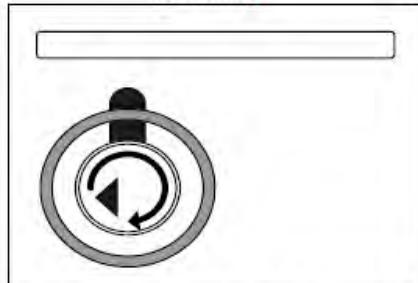
(参考)画面デザインの類否判断(新規性判断)

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 第4章 画像を含む意匠」より 事例

【事例1】

公然知られた意匠

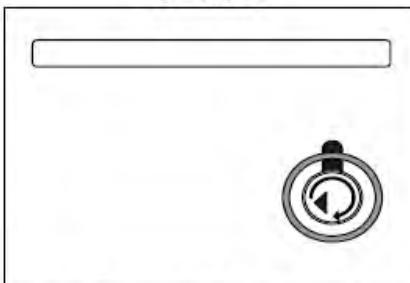
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

出願の意匠

【画像図】



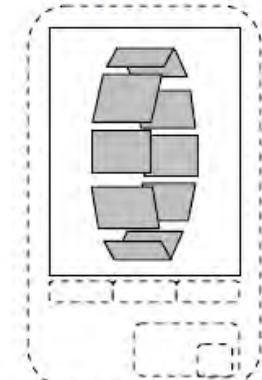
「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】

公然知られた意匠

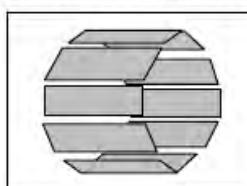
【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

出願の意匠

【正面図】



「携帯用ビデオプレイヤー」
(映像を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

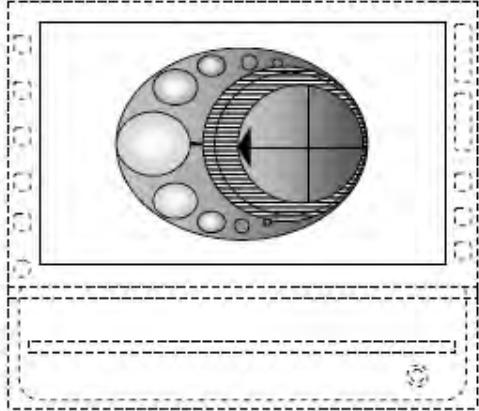
(参考)画面デザインの類否判断(新規性判断)

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 第4章 画像を含む意匠」より 事例

【事例3】

公然知られた意匠

【正面図】

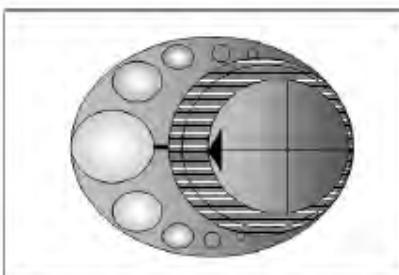


「車載用経路誘導機」
(物品自体の表示部に表示される
画像)

※意匠登録を受けようとする
部分の位置・大きさ・範
囲に特段の特徴が認められ
ない

出願の意匠

【画像図】



「車載用経路誘導機」
(当該物品と一体として用いられ
る物品に表示される画像)

※意匠登録を受けようとする部
分の位置・大きさ・範囲の評価
をしない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

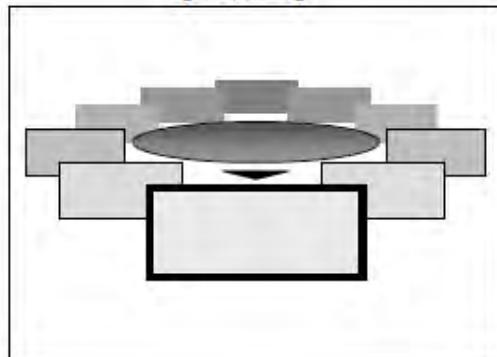
(参考)画面デザインの類否判断(新規性判断)

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 第4章 画像を含む意匠」より 事例

【事例4】

公然知られた意匠

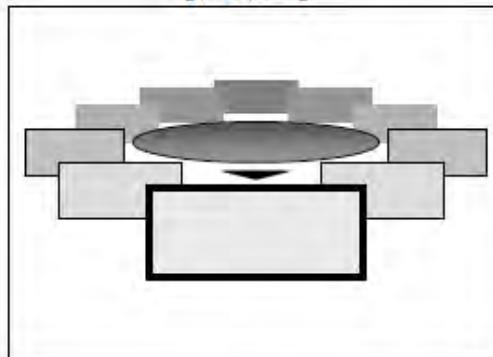
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

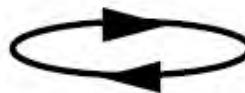
出願の意匠

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

※操作によって変化する画像



中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

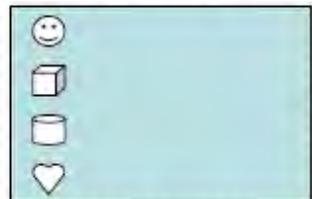
(参考)画面デザインの類否判断(新規性判断)

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 第4章 画像を含む意匠」より 事例

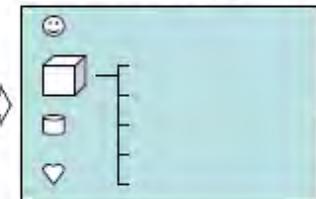
【事例5】

公然知られた意匠

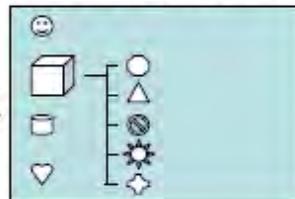
【画像図】



【変化した状態の画像図 1】



【変化した状態の画像図 2】



出願の意匠

【画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

公然知られた意匠が複数の画像からなる変化する画像であった場合、出願意匠との類否判断は、公然知られた意匠を構成する複数の画像の中の一部の画像との間で行う。

(参考)画面デザインの創作非容易性の判断

■ 74. 5. 3 創作非容易性 : 判断基準については部分意匠を参照

部分意匠 71. 4. 3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。

74. 5. 3 創作非容易性

変化する画像についての意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合。

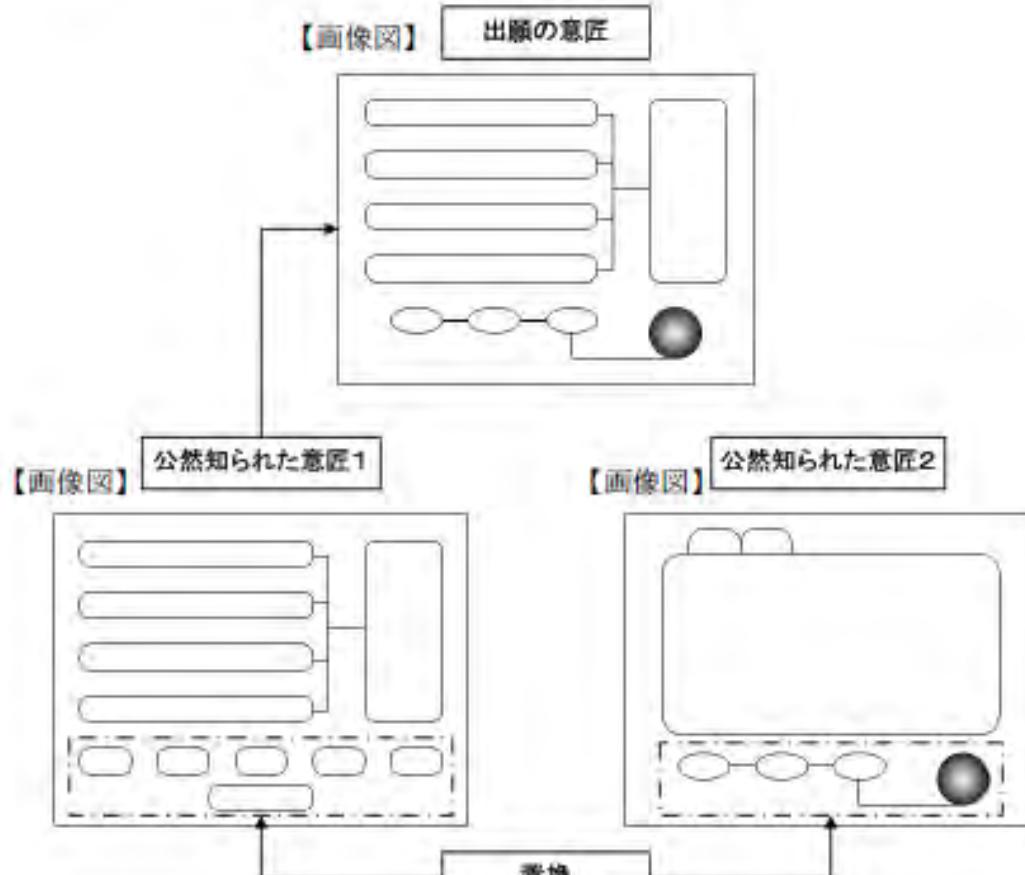
②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものではない場合

(参考)画面デザインの創作非容易性の判断

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 画像を含む意匠」より 事例

【事例① 置換の意匠】

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法である。



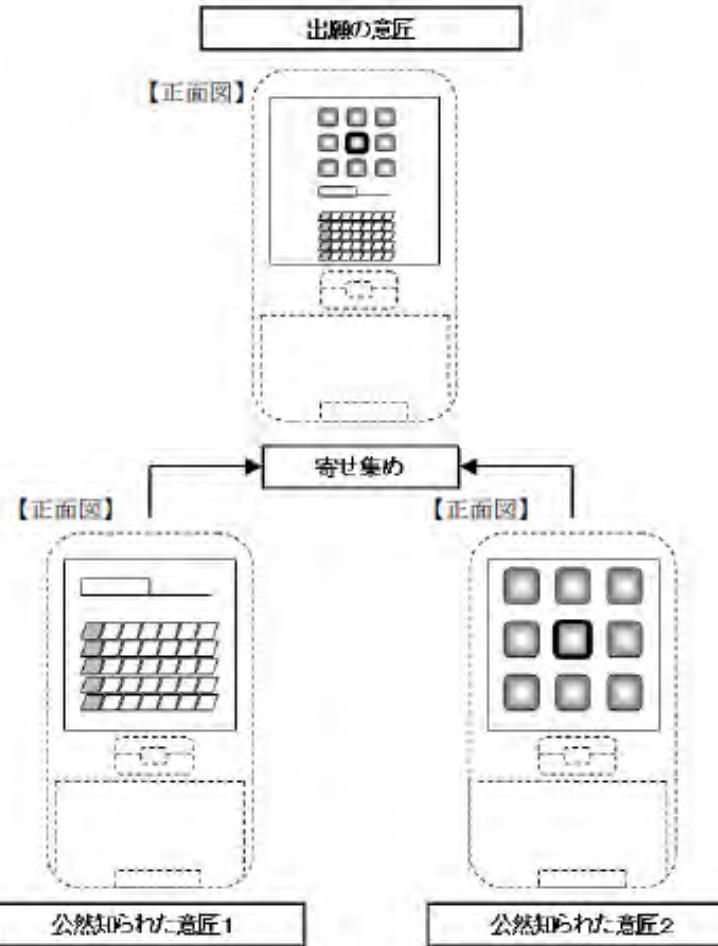
※説明の都合上、頃書きの記載事項及びその他の図は省略した。

(参考)画面デザインの創作非容易性の判断

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 画像を含む意匠」より 事例

【事例② 寄せ集めの意匠】

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法である。



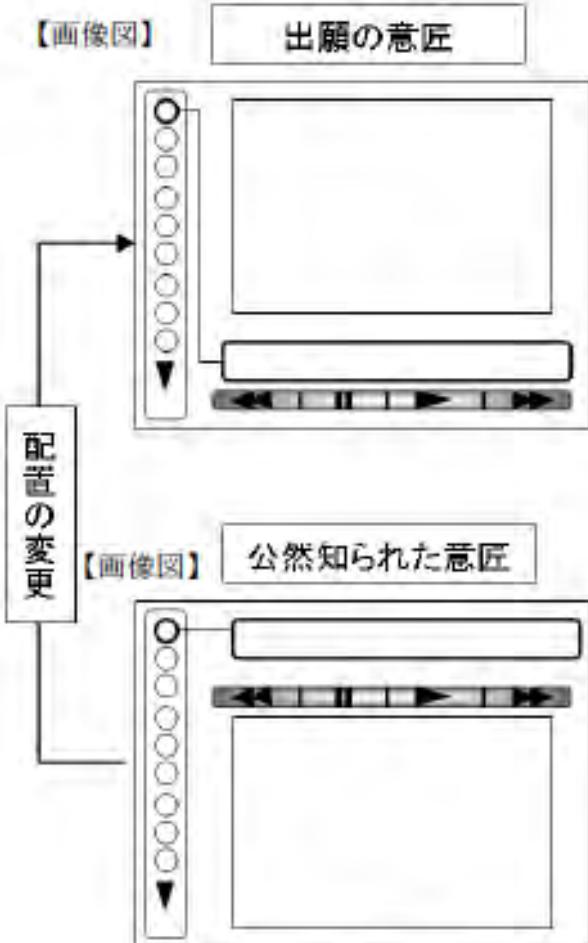
※説明の都合上、断面の記載事項及び他の図は省略した。

(参考)画面デザインの創作非容易性の判断

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 画像を含む意匠」より 事例

【事例③ 配置の変更による意匠】

その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法である。



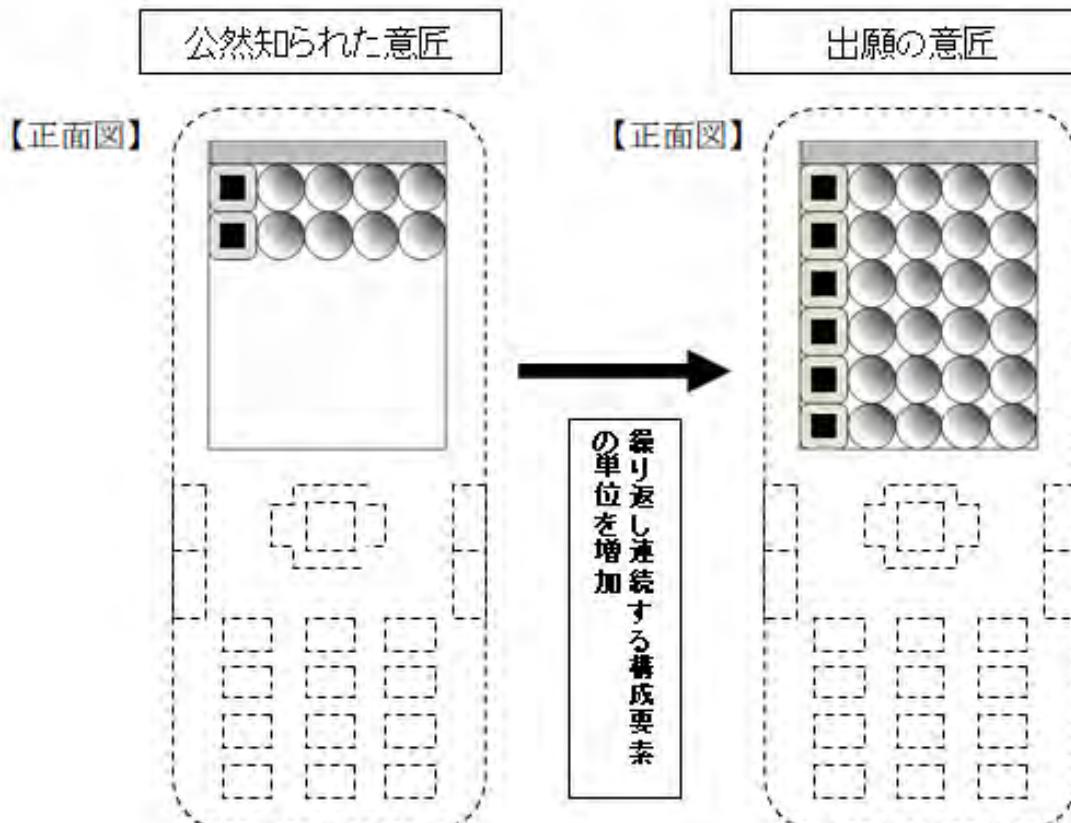
※説明の都合上、権利の記載事項及びその他の図は省略した。

(参考)画面デザインの創作非容易性の判断

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 画像を含む意匠」より 事例

【事例④ 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠】

その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法である。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(参考)画面デザインの創作非容易性の判断

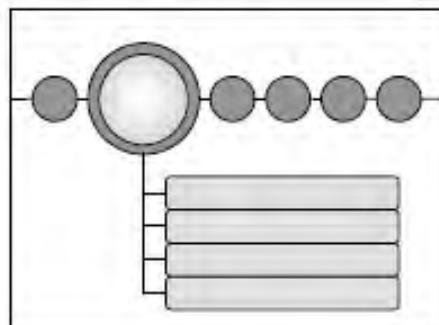
「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 画像を含む意匠」より 事例

【事例⑤】公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠】

その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法である。

公然知られた画像

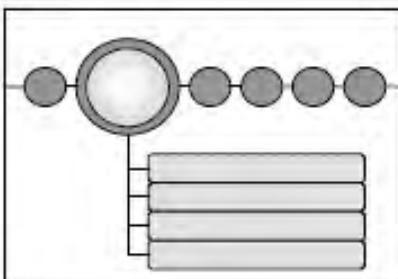
【画像図】



「ゲーム機」
(機器自体の各種設定の
選択を行うための画像)

出願の意匠

【正面図】



「携帯用ビデオプレーヤー」
(各種設定の選択を行うための画像)

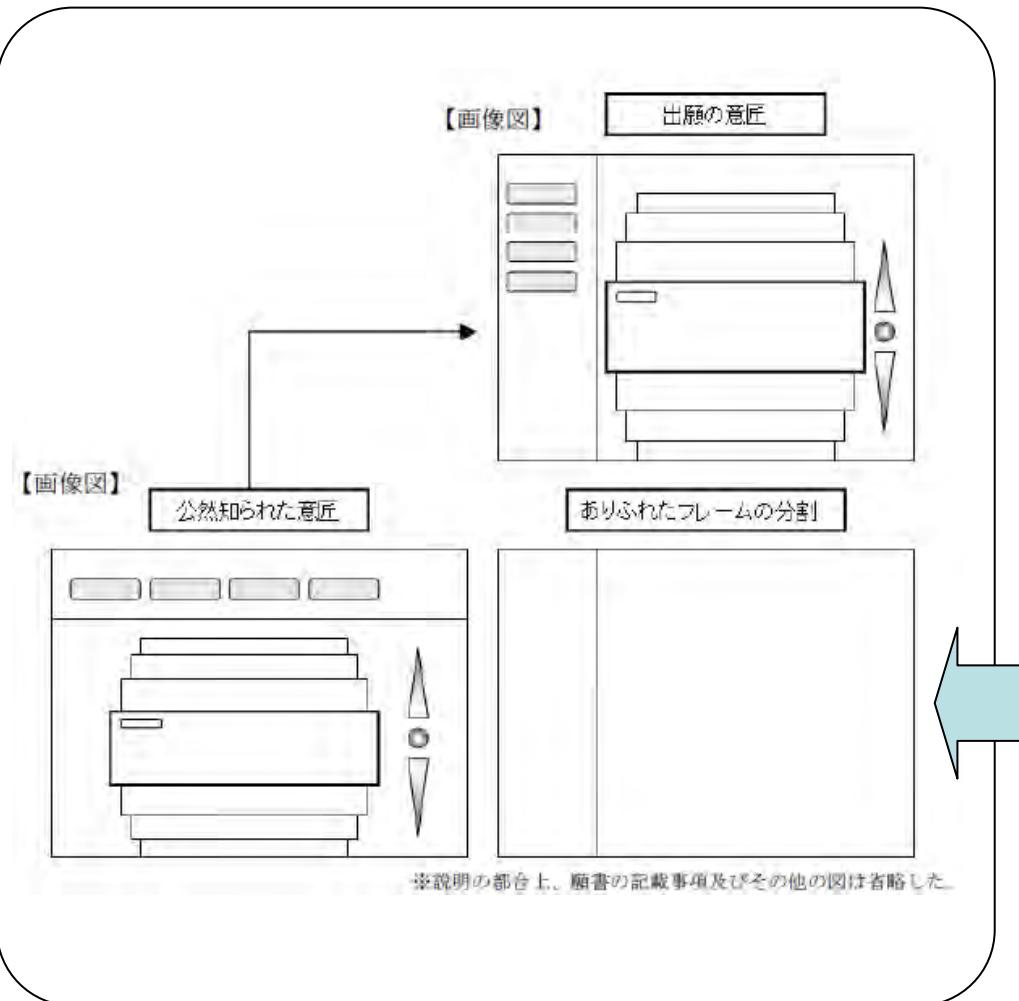
ほとんどそのまま
表したにすぎない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

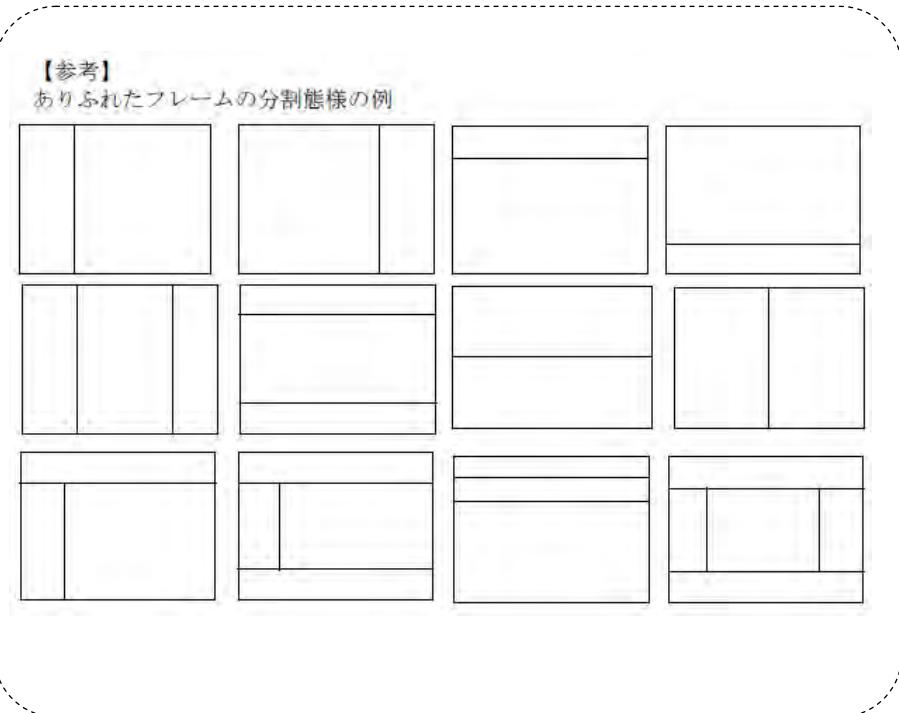
(参考)画面デザインの創作非容易性の判断

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 画像を含む意匠」より 事例

【事例⑥ フレームの分割態様を変更したにすぎない意匠】



【同 フレームの分割態様を、ありふれた分割手法に基づき変更したにすぎない意匠】

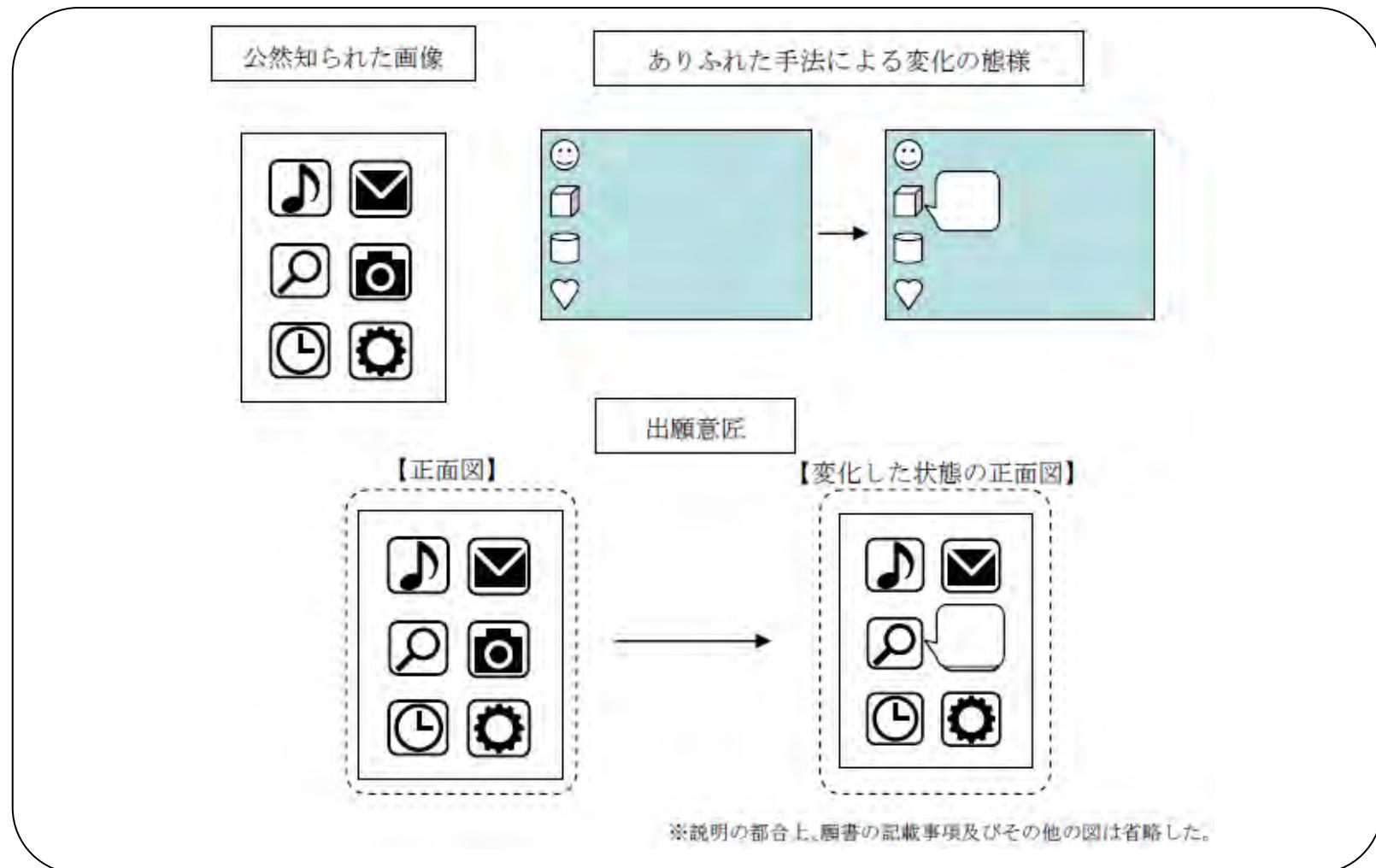


(参考)画面デザインの創作非容易性の判断

「意匠審査基準 第7部 個別の意匠登録出願 画像を含む意匠」より 事例

【事例⑦】公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づき、ありふれた手法による変化の態様をまま表したにすぎない意匠】

【同 公然知られた画像に基づき、その意匠の属する分野においてありふれた手法による変化の態様を表したにすぎない意匠】



(参考)画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

74. 8. 1. 3 画像を含む意匠において、画像が変化する場合

画像を含む意匠において、画像は物品の部分の形態であるため、一つの意匠には原則一つの画像が表れる。このため、一つの出願に複数の画像が表されている場合、一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意匠法第7条に規定する意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

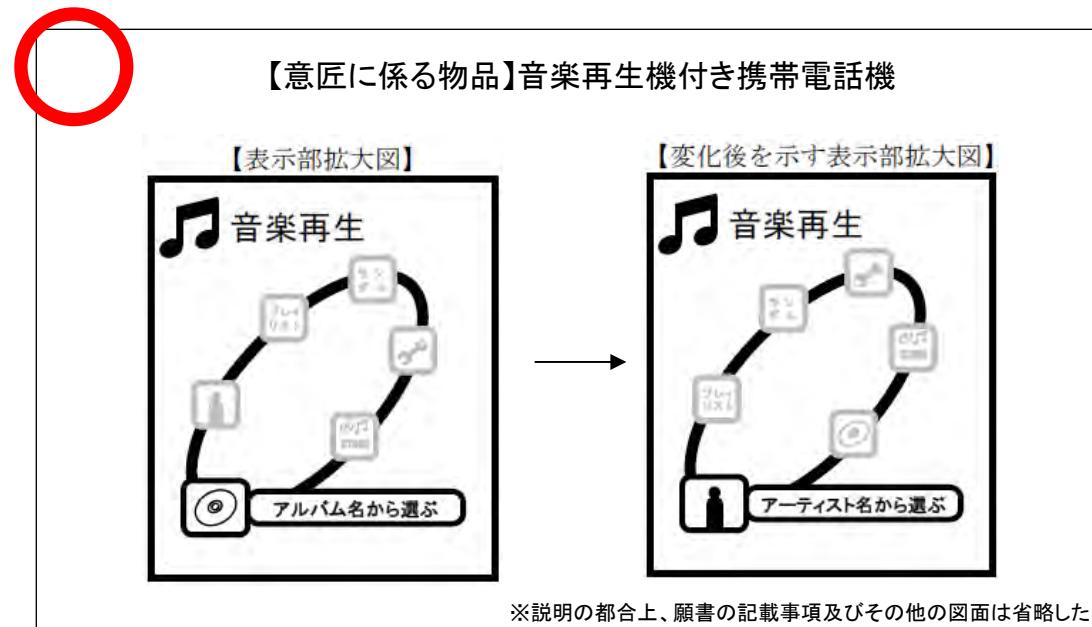
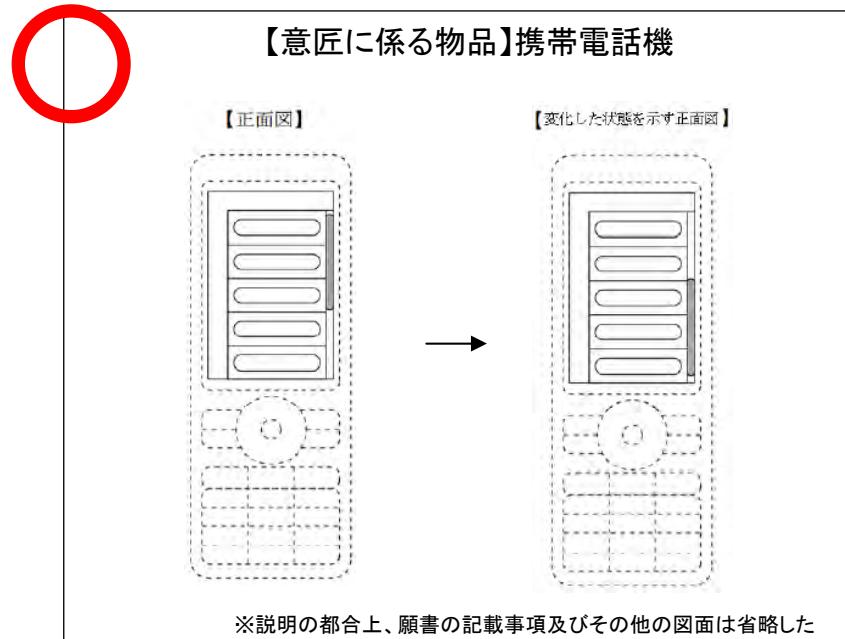
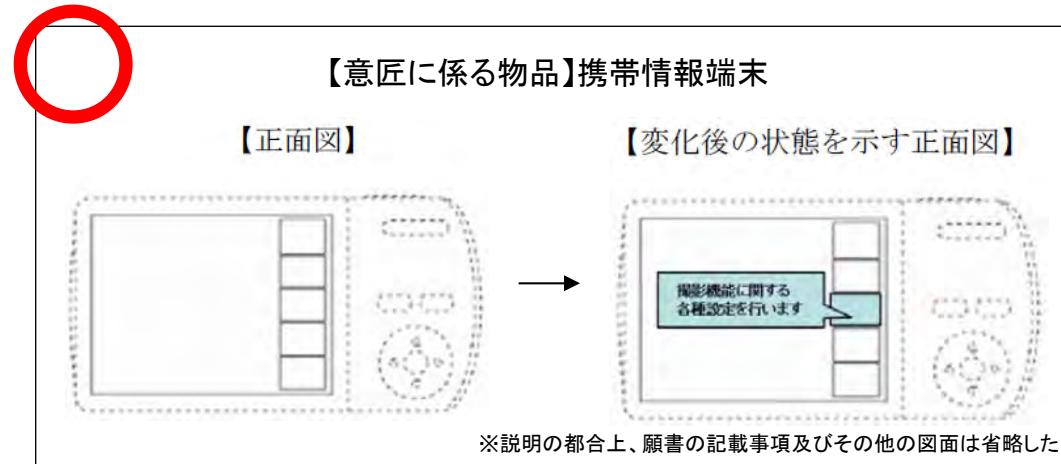
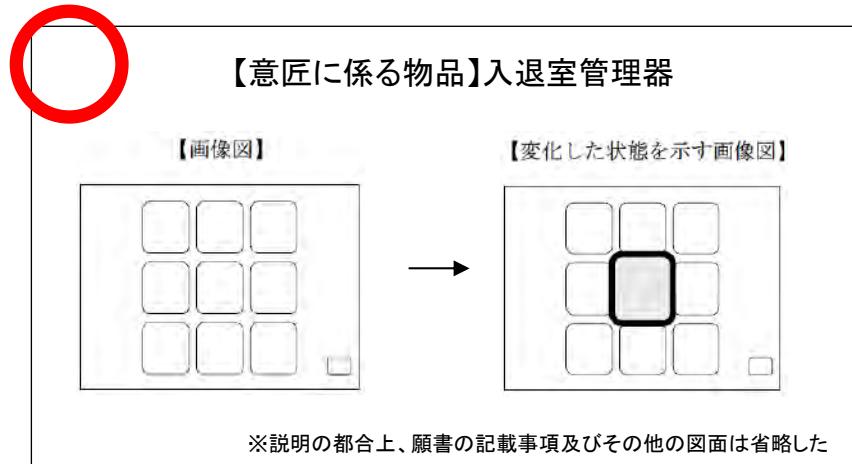
ただし、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像(以下、「物品の同一機能のための画像」という。)であり、かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

変化前の画像と変化後の画像が、以下の要件を満たす場合のみ、複数の画像を含んだ状態で一意匠と認定する。

- ①**物品の同一機能のための画像であり、
かつ、**
- ②**変化の前後の画像に形態的関連性が認められる場合**

(参考)画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

変化の前後を示す画像として、複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる例



(参考)画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

変化の前後を示す画像として、複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる例

画像又は図形等自体の漸次的な変化…遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に遷移するもの。変化の最初と最後では図形等の形態が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【表示部拡大図】



【表示部拡大図 2】



【表示部拡大図 3】



【表示部拡大図 4】



【表示部拡大図 5】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図面は省略した

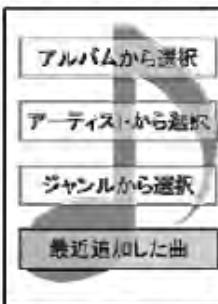
共通モチーフの連続的使用…画像のヘッダー部分や背景に同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【表示部拡大図】



【表示部拡大図 2】



【表示部拡大図 3】



【表示部拡大図 4】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(参考)「意匠審査基準」の公開

- 画面デザインを含む意匠の審査基準及び運用については、審査基準等を一般に公開。各地で説明会を開催している。
- ユーザーニーズに応じて審査基準を逐次明確化。出願人及び第三者にとって、権利範囲が予見可能なものとなるよう、類似の範囲の判断のための登録事例集や、具体的な想定事例をHP等において公開している。

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

特許庁について 施策情報 外国知的財産権情報 法令・基準 用語解説 特許庁へのアクセス

日本語 English 文字サイズ 小 中 大 サイト内検索 検索

特 許 実 用 新 案 意 匠 商 標 國 際 出 願

— 出願相談・検索サービス —

- 特許・意匠・商標などの相談
- 特許庁への電子出願
- 特許電子図書館 (IPDL)
- 特許公報など発行関連
- お問い合わせ・Q&A

— 知財支援情報 —

- 中小企業・個人向け情報
- 大学向け情報

— 更新情報 —

2012.4.9 **商標** 地域団体商標制度を更新しました。
・地域団体商標の出願状況、都道府県別地域団体商標出願中案件一覧を更新しました。

2012.4.9 **商標** 平成11年度「コーポレートカードの使用」に関する諸負契約の公表について掲載しました。

— トピックス —

東日本大震災により影響を受けた手続期間延長措置の終了について

震災復興支援 ひきづき被災地を応援します！

意匠登録料・PCT手数料の改定のお知らせ

特許料等の減免制度改正のお知らせ(概要)

— 東日本大震災情報 —

【緊急情報】震災復興支援早期審査・早期審理の開始について

お知らせ 報道発表 採用情報 弁理士試験 審議会・研究会 意見募集 調達・公募情報 刊行物・報告書 統計情報 イベント情報

はじめての方へ 特許庁のtwitter

- 情報公開
- 特許行政サービス一覧
- 出願窓口

特許行政のいまがわかる(特許庁広報誌)
とつきよ vol.3 特許庁が推進する国際知財戦略とは

— 基準・便覧・ガイドライン —

方式審査便覧

[期間超過後の手続に関する救済規定について](#)

— 審査 —

審査基準について

[意匠審査基準](#)

[意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き](#)

[画像意匠登録事例集について](#)

[平成10年改正意匠法意匠審査の運用基準](#)

[平成11年改正意匠法意匠審査の運用基準](#)

特許庁HPより <http://www.jpo.go.jp/index/isho.html>

4. 画像意匠登録事例集の拡充

4 画像意匠登録事例集の拡充

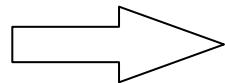
- 画像意匠登録事例集の充実により判断基準の明確化を図るべきではないか。

現状

画像を含む登録意匠のうち、審査基準を理解する上で参考となる事例を抽出して「画像意匠登録事例集」として公表

保護対象を拡充した場合

- ・判断基準の不明確化によって他者権利の監視負担が増大することへの懸念



画像意匠登録事例集の充実により判断基準の明確化を図るべきではないか。

(参考)画像意匠登録事例集より

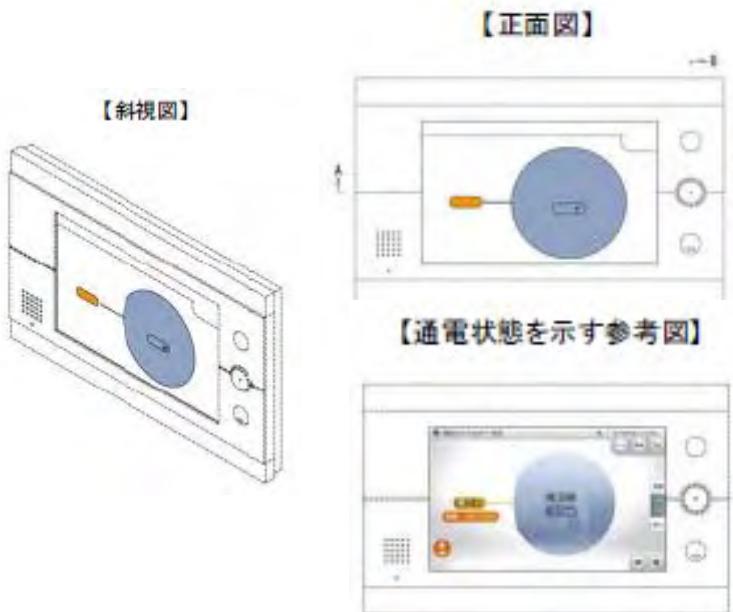
■ 画像意匠の登録事例集より、本意匠—関連意匠(相互に類似する意匠)として登録されたもの。

本意匠

登録番号 1406054

【意匠に係る物品】資源情報端末機

【意匠に係る物品の説明】本物品は、資源情報端末機であって、例えば家庭に設置され、主として使用している電力値、太陽光で自家発電した電力値、外部から購入する電力の電力値などのエネルギー運用状況を本物品のモニターに表示するものである。…

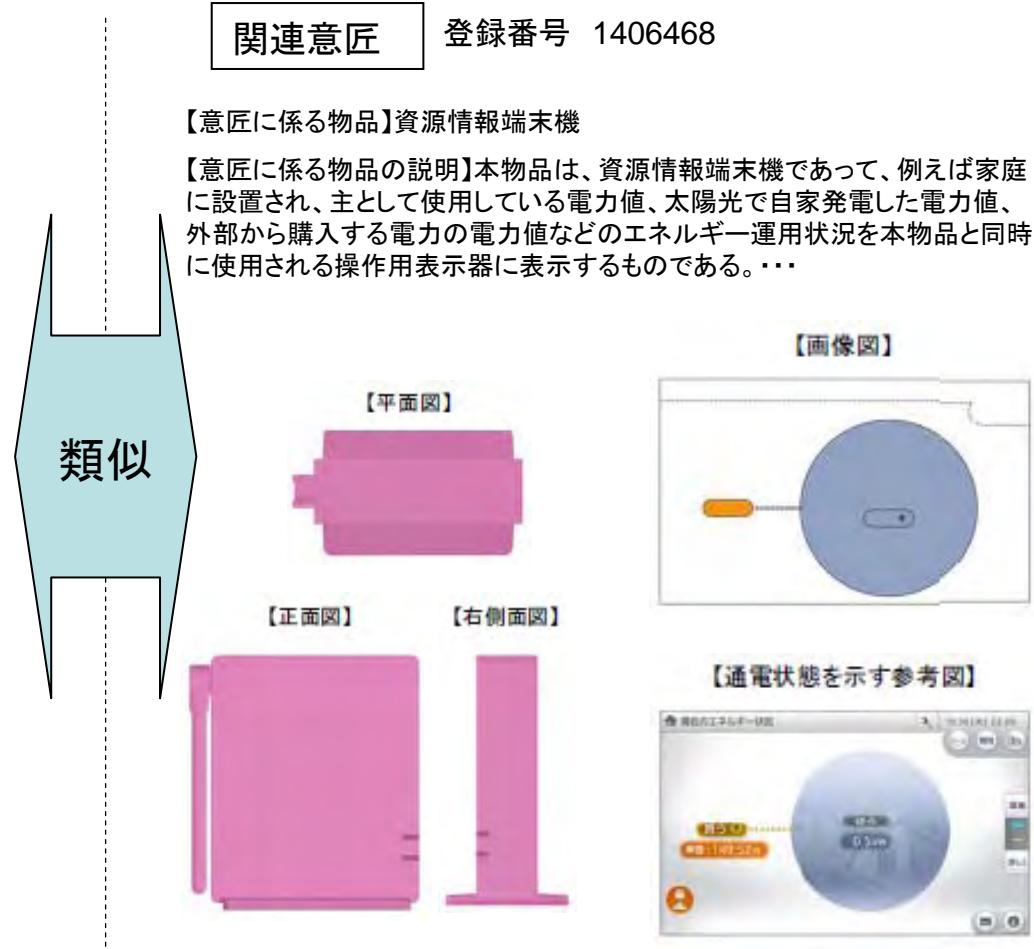


関連意匠

登録番号 1406468

【意匠に係る物品】資源情報端末機

【意匠に係る物品の説明】本物品は、資源情報端末機であって、例えば家庭に設置され、主として使用している電力値、太陽光で自家発電した電力値、外部から購入する電力の電力値などのエネルギー運用状況を本物品と同時に使用される操作用表示器に表示するものである。…



(参考)画像意匠登録事例集より

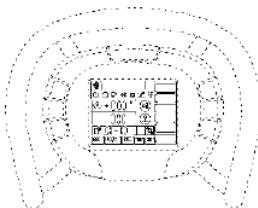
■ 画像意匠の登録事例集より、本意匠—関連意匠(相互に類似する意匠)として登録されたもの。

本意匠

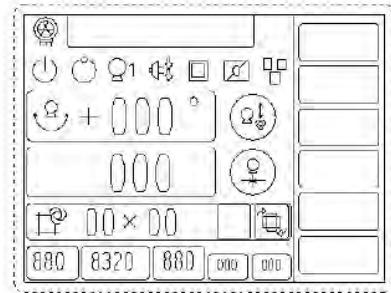
登録番号 1430074

【意匠に係る物品】医療用X線撮影機用操作器

【正面図】



【表示部の拡大図】



【右側面図】



【使用状態を示す参考図】

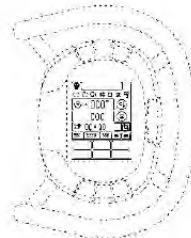


関連意匠

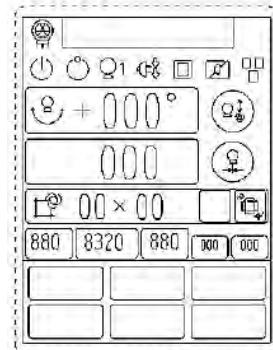
登録番号 1430198

【意匠に係る物品】医療用X線撮影機用操作器

【正面図】



【表示部の拡大図】



【右側面図】



【使用状態を示す参考図】



類似

(参考)画像意匠登録事例集より

■ 画像意匠の登録事例集より、本意匠—関連意匠(相互に類似する意匠)として登録されたもの。

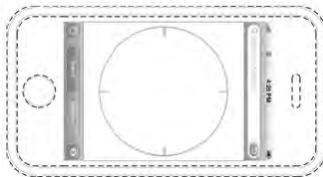
本意匠

登録番号 1419299

【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】正面図の表示部拡大図に表された画像は、地図表示機能を発揮するために行われる操作に用いられる画像である。…

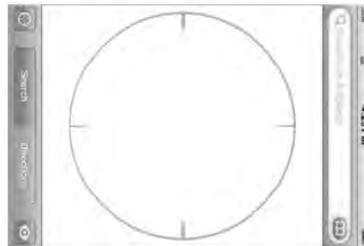
【正面図】



【右側面図】



【正面図の表示部拡大図】



【操作部等を説明する参考図】



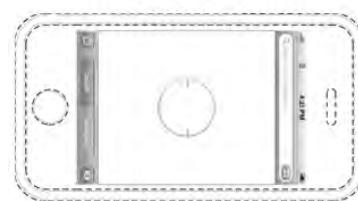
関連意匠

登録番号 1419588

【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】正面図の表示部拡大図に表された画像は、地図表示機能を発揮するために行われる操作に用いられる画像である。…

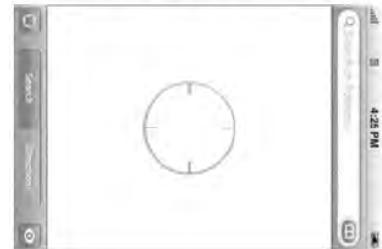
【正面図】



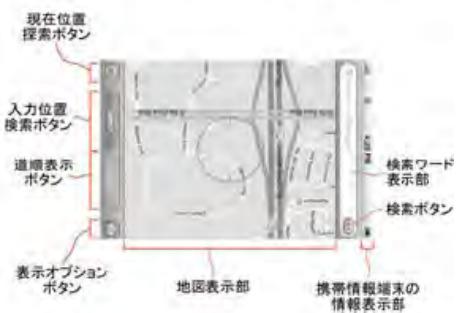
【右側面図】



【正面図の表示部拡大図】



【操作部等を説明する参考図】



類似

(参考)画像意匠登録事例集より

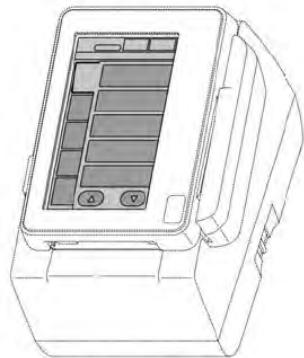
■ 画像意匠の登録事例集より、本意匠—関連意匠(相互に類似する意匠)として登録されたもの。

本意匠

登録番号 1394296

【意匠に係る物品】カード決済端末機

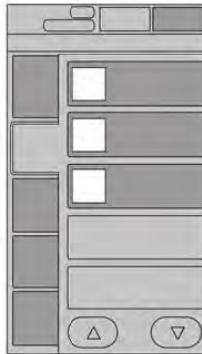
【平面斜視図】



【表示部の拡大図】



【変化した状態を示す参考図1】



【通電状態の一例を示す参考図】

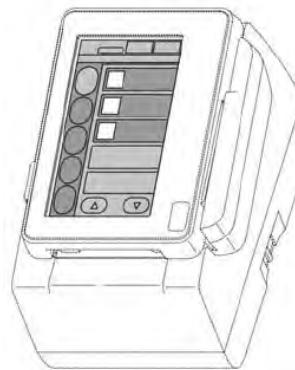


関連意匠

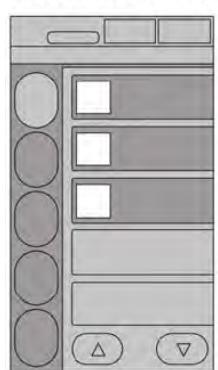
登録番号 1394543

【意匠に係る物品】カード決済端末機

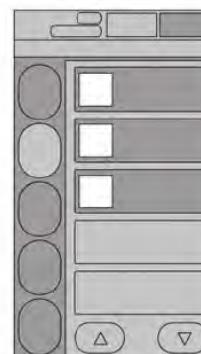
【平面斜視図】



【表示部の拡大図】



【変化した状態を示す参考図1】



【通電状態の一例を示す参考図】



類似

5. 意匠審査において利用する資料の収集に関する情報提供の整備

■意匠審査において利用する資料(国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット掲載情報等)の収集に関する情報提供の整備を図るべきではないか。

参考:平成24年度に収集している意匠審査のために収集している内国図書の一例

書名	出版社
Discover design アメリカン・デザインを探せ!	マガジンハウス
基礎 应用 第三角法図学	森北出版
書物と活字	朗文堂
北欧デザインと美食に出会う旅スウェーデン・デンマーク	東京書籍
【カラー版】世界デザイン史	美術出版社
20-21世紀DESIGN INDEX	INAX出版
20世紀ボックス Package design history	六趣社
Re design 日常の21世紀	朝日新聞社
アートとコンピュータ新しい美術の射程	慶應義塾大学出版会
いま学ぶ最強のデジタル・デザイン21世紀の設計ツール、「スーパーCG」の全貌	日経BP社
インダストリアルデザインが面白い第一人者が教える“モノに命を吹き込む”極意	河出書房新社
インダストリアルデザイン事典	鹿島出版会
グラフィック・デザイン全史	淡交社
これならわかるアートの歴史洞窟壁画から現代美術まで	東京書籍
コンピュータ・グラフィックスの軌跡 The Treasure of Computer Graphics	ジャストシステム
タイプフェイスとタイポグラフィ	九州大学出版会
チタンのおはなし	日本規格協会
デザイン・メイド・イン・ニッポン日本インダストリアルデザインの歩み	クレオ
デザインの未来環境・製品・情報のユニバーサルデザイン	都市文化社
ハイパームディアデザインホームページのための情報のデザイン	画像情報教育振興協会
ひらがな日本美術史	新潮社
ファンション辞典	文化出版局
ボドニ物語ボドニとモダン・ローマン体をめぐって	印刷学会出版部
メディアコンテンツの制作	画像情報教育振興協会
モダンデザインの秀作135白陶磁器・透明ガラスのプロダクト	鹿島出版会
衣服・布地の柄がわかる事典	日本美業出版社
英国のインダストリアル・デザイン	晶文社
瓦歴史とデザイン	淡交社
環境デザインの方法	彰国社
貴金属のはなし	技報堂出版
金属材料入門おもしろ話で理解する	日刊工業新聞社
形状記憶合金のおはなし	日本規格協会
現代美術事典アンフォルメルからニュー・ペインティングまで	美術出版社
光と照明器具	鹿島出版会
光と照明器具	鹿島出版会
工芸家のための金属ノート	アグネ技術センター
広告表現を科学する	日経広告研究所
視覚デザインの歴史グラフィックスと複製の歩み	大学教育出版
実用CAD/CAM用語辞典	日刊工業新聞社
人間国宝事典重要無形文化財認定者総覧	芸文堂

こうした、意匠審査のために収集している資料の収集範囲に関する情報や、書誌情報の提供を行るべきではないか。